

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		行為の許可
根拠法令及び条項		<p>新座市都市公園条例</p> <p>第11条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</p> <p>(3) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(4) 興業を行うこと。</p> <p>(5) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所その他参考となる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>
所管部課係名		まちづくり未来部みどりと公園課公園係
審	関係条項	
	審査基準	<p>条文中の(1)から(5)までを例示すると次のとおりである。</p> <p>(1) 「行商、募金その他これらに類する行為」とは、リサイクルマーケット、バザーなどが例として挙げられる。物品販売については、①街区公園及び緑地については、面積、整備形態などが物品販売を行える状況ではないこと、②許可する店舗数、許可する場所の特定が困難であること、③当市の公園管理体制は、ゴミ箱の撤去、ゴミの持ち帰り等ゴミ減量を推進しており、物品販売を許可した場合は、新たなゴミの発生と処理の問題が想定されることが、④市内の公園周辺には小売店等の販売店が既にあり、公園利用者に不便を来している状況ではないことなどから原則として許可しない。</p> <p>リサイクルマーケット、バザーの許可についても、不特定多数の集合が予想されるため、新座市町内会等補助金交付要綱第2条に定める町内会等（以下「町内会等」という。）の同意や公園周辺への配慮、駐車場の確保等相応の条件を満たした場合とする。個人やグループでの使用については、開催に伴う対応が困難になることが予想されるため認めない。</p> <p>リサイクルマーケット開催を業とする使用許可は認めない。</p> <p>ただし、次の場合は、特例として物品販売を許可する。</p> <p>ア 有料の公園施設を有する都市公園（新座市総合運動公園及び新座市栄緑道）において、大会及び競技会（以下「大会等」という。）の開催時に出店する場合であって、以下の全てに該当するとき。</p> <p>(ア) 申請者が新座市都市公園条例施行規則第15条に掲げる使用料の減免を受けた場合であって、申請者自らが販売を行うとき（個人は不可）。</p> <p>(イ) 大会等の出場者に対し、道具等のメンテナンス及び選手のケアを行うコーナーを併設すること。</p>
査	基準	
基	(未設定の場合はその理由)	
準		



		<p>         気の使用について、管理事務所に事前の届出を          行い、町内会等団体の責任において火気の使用          と後始末を実施するとき。撮影すること「につ          (3) 「業として写真又は映画を撮影すること」につ          いては、①撮影自体が直接営利目的とはならない          こと（参加費用等を徴収しない）、②市のイメージ          アップにつながらないもの、③他の利用の妨げとな          らないこと、④公園の損傷等がないこと、⑤終了後          の片づけ、清掃体制が明確になっていくこと、⑥性          市の事業、町内会等事業、教育活動その他公益          の高い事業であることなどから使用料の徴収を          め総合的に判断する。については、施設が興業を          (4) 「興業」を行おうとしないので、認めない。た          行おうように整備するに際しては、公共の福祉の          だし、有料施設での目的外使用は、公益性が高          増進に寄与する場合は、公益が認められる場          と考えられる場合、その他市長が特に認める場          ついては、行為許可で対応する。       </p>
	参 考 事 項	リサイクルマーケット開催のための公園、児童遊園等の使用許可に際しての具体的な内容確認（申請時）
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和元年10月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）